

兵庫県公報

令和4年2月14日 月曜日 第284号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|--|-----|
| ○ 県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課） | 1 |
| ○ 国土調査の成果の認証（同） | 2 |
| ○ 保安林の指定（豊かな森づくり課） | 3 |
| ○ 同 上（同） | 3 |
| ○ 同 上（同） | 3 |
| ○ 同 上（同） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 4 |
| ○ 保安林の指定の解除予定（同） | 5 |
| ○ 保安林の指定施業要件の変更（同） | 5 |
| ○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産課） | 6 |
| ○ 同 上（同） | 7 |
| ○ 同 上（同） | 9 |
| ○ 同 上（同） | 9 |
| ○ 同 上（同） | 10 |
| ○ 同 上（同） | 11 |
| ○ 同 上（同） | 12 |
| ○ 同 上（同） | 12 |
| ○ 同 上（同） | 13 |
| ○ 同 上（同） | 14 |
| ○ 同 上（同） | 14 |
| ○ 同 上（同） | 15 |
| ○ 騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分に係る詳細の変更（水大気課） | 15 |
| ○ 悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の区分に係る詳細の変更（同） | 15 |
| ○ 振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分に係る詳細の変更（同） | 15 |
| ○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課） | 16 |
| ○ 同 上（同） | 16 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（同） | 16 |
| ○ 同 上（同） | 17 |
| ○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課） | 17 |
| ○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（西播磨県民局） | 17 |
| ○ 同 上（同） | 18 |
| ○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（但馬県民局） | 18 |
| ○ 同 上（同） | 20 |
| 公 告 | |
| ○ 県有地の一般競争入札による売払い（地域福祉課） | 23 |

告 示

兵庫県告示第173号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 事業名 | 地区名 (工区名) | 地域名 | 工事着手 年月日 | 工事完了 年月日 | 備考 (事業内容) |
|------------|--------------|-------|-------------|-------------|--------------|
| 農村地域防災減災事業 | 御所谷新池 | 加東市馬瀬 | 平成26. 8. 29 | 平成29. 3. 30 | ため池1カ所 |



兵庫県告示第174号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 調査を行った者の名称
洲本市
- (2) 調査を行った期間
平成26年8月から平成28年3月まで
- (3) 成果の名称
洲本市千草の一部（千草7）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
洲本市千草の一部
- (5) 認証年月日
令和4年2月1日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
西脇市
- (2) 調査を行った期間
令和元年7月から令和3年2月まで
- (3) 成果の名称
西脇市西田町・前島町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
西脇市西田町及び前島町の各一部
- (5) 認証年月日
令和4年2月1日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
平成30年5月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
多可町（八千代区柳山寺の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
多可郡多可町八千代区大和の一部
- (5) 認証年月日
令和4年2月1日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
平成31年4月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
多可町（中区茂利の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
多可郡多可町中区茂利の一部
- (5) 認証年月日

令和4年2月1日



兵庫県告示第175号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区高津字中尾261の2から261の5まで
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第176号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区高津字神場1394の1
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第177号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町香住区中野字アシタニ537
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第178号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
 - 美方郡新温泉町歌長字大空1663の1、1663の2
- 2 指定の目的
 - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第179号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
 - 美方郡新温泉町歌長字中松尾1936、字横道2309
- 2 指定の目的
 - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第180号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町歌長字譲葉2234の2、2234の5、2238
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第181号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
姫路市白浜町字戎新浜丙606の2
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第182号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町丹土字深山谷1298の5、1298の6
 - 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所、及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第183号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|------------------|---------------|-------|---------------------|----------|------------|----|-----------|
| | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 北淡 一宮町 五色町 | さより 船びき網漁業 | 別記1の1 | 5月20日から 11月30日まで | 別記2 | 10トン 未満 | 2隻 | 別記3 |

(2) 機船船びき網漁業

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|------------------|---------------|-------|---------------------|----------|-----------|-----|-----------|
| | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 北淡 一宮町 五色町 | さより 船びき網漁業 | 別記1の1 | 5月20日から 11月30日まで | 別記2 | 5トン 未満 | 78隻 | 定めなし |
| 西淡 | 同上 | 別記1の2 | 同上 | 同上 | 同上 | 8隻 | 同上 |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年4月3日から同年5月4日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年5月20日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区番号 | 条件 |
|------------|------------|
| 北淡、一宮町、五色町 | 別記4の1から3まで |
| 西淡 | 同上 |

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

| | 推進機関の馬力数 |
|-----------------|---|
| 小型機船底びき網漁業との兼業船 | 48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下 |
| 上記以外の船舶 | 110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット(旧漁船法馬力数については15馬力)を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない |

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

瀬戸内海機船船びき網漁業(漁業種類:いわし・いかなご船びき網漁業)の許可を受けた船舶を使用する者。ただし、現に許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日到来のため、従前の許可の内容と同一の内容により改めて申請する場合は、この限りではない。

別記4 条件

- 1 網船(許可証記載の船舶)に動力船を連結して曳網(通称「さきこぎ」)してはならない。
- 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

| 火船の隻数 | 電気設備 | |
|-------|---------------------|-------------|
| | 火船1隻当たりの設備容量 | 1統当たりの総設備容量 |
| 2隻以下 | 集魚燈に使用する電球 500ワット以下 | 1,000ワット以下 |



兵庫県告示第184号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|----|-----------|-------|-----------------|----------|--------|----|-----------|
| | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 西淡 | さより船びき網漁業 | 別記1の2 | 5月20日から11月30日まで | 別記2 | 10トン未満 | 2隻 | 別記3 |

(2) 機船船びき網漁業

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|----|------|------|------|----------|------|----|-----------|
| | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------------------|---------------|-------|---------------------|-----|-----------|----|------|
| 北淡 一宮町 五色町 | さより 船びき網漁業 | 別記1の1 | 5月20日から 11月30日まで | 別記2 | 5トン 未満 | 6隻 | 定めなし |
| 西淡 | 同上 | 別記1の2 | 同上 | 同上 | 同上 | 2隻 | 同上 |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年3月15日から同年4月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年5月1日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区番号 | 条件 |
|------------|------------|
| 北淡、一宮町、五色町 | 別記4の1から3まで |
| 西淡 | 同上 |

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

| | 推進機関の馬力数 |
|-----------------|---|
| 小型機船底びき網漁業との兼業船 | 48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下 |
| 上記以外の船舶 | 110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット(旧漁船法馬力数については15馬力)を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない |

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

瀬戸内海機船船びき網漁業(漁業種類:いわし・いかなご船びき網漁業)の許可を受けた船舶を使用する者。ただし、現に許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日到来のため、従前の許可の内容と同一の内容により改めて申請する場合は、この限りではない。

別記4 条件

- 1 網船(許可証記載の船舶)に動力船を連結して曳網(通称「さきこぎ」)してはならない。
- 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

| 火船の隻数 | 電気設備 | |
|-------|---------------------|-------------|
| | 火船1隻当たりの設備容量 | 1統当たりの総設備容量 |
| 2隻以下 | 集魚燈に使用する電球 500ワット以下 | 1,000ワット以下 |



兵庫県告示第185号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第5号に掲げるはなつぎ網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|----|------------|--|--------------|----------|--------|-----|-----------|
| | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 西播 | さわらはなつぎ網漁業 | 姫路市広畑東防波堤灯台と同市家島町鞍掛島灯台を見通した線以西及び香川県小豆郡星ヶ城頂上と明石市旧東播磨港二見西防波堤灯台（北緯34度41.53分、東経134度53.19分）を見通した線以北で、姫路港の港湾区域を除いた兵庫県海面。但し、共同漁業権の区域を除く。（注） | 5月6日から7月5日まで | 別記 | 10トン未満 | 52隻 | 定めなし |

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年4月3日から同年4月25日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年5月6日から令和5年5月5日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 中型まき網漁業の操業を妨げてはならない。

イ 操業に際して魚群包囲後は漁船機関の推進力を利用して曳網してはならない。また、揚網時には網船を錨で固定しなければならない。

ウ 午後4時から翌日の午前5時に至る間は操業してはならない。

別記 推進機関の馬力数

110キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）35馬力以下



兵庫県告示第186号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 | | | | | | | |
|-------------------|---------------------|--|------|---------------------|------------------|----------|----|-------------------|
| | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | | 推進機 関の馬 力数 | 総トン 数 | 隻数 | 漁業を 営む者 の資格 |
| 江井島 二見町 播磨町 | たい、はま ち五智網 漁業 | 明石市古波止 から高砂市東 播磨港伊保灯 台までの海面。 ただし、共同漁 業権の区域を 除く。(注) | たい | 4月1日から 12月31日まで | 定めな し | 定めな し | 1隻 | 定めな し |
| | | | はまち | 9月15日から 11月20日まで | | | | |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年2月14日から同年3月17日まで
- 3 備考

- (1) 許可の有効期間
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区 | 条件 |
|-------------|--|
| 江井島、二見町、播磨町 | はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない |



兵庫県告示第187号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第8号に掲げる敷網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|-----|-------|-------|-------------------------|------------------|----------|----|---------------|
| | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機 関の馬 力数 | 総トン 数 | 隻数 | 漁業を営む 者の資格 |
| 神戸市 | 八田網漁業 | 別記1の1 | 7月1日から 翌年4月30日 まで | 定めなし | 定めなし | 2隻 | 定めなし |

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年3月15日から同年4月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年5月1日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付けることがある。

使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

| 火船の隻数 | 電気設備 | |
|-------|---------------------|-------------|
| | 火船1隻当たりの設備容量 | 1統当たりの総設備容量 |
| 2隻以下 | 集魚燈に使用する電球 300ワット以下 | 600ワット以下 |

別記1 操業区域

大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。（注）

（注）操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。



兵庫県告示第188号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|-----|------|------|------|----------|------|----|-----------|
| | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 神戸市 | 建網漁業 | 別記 | 周年 | 定めなし | 定めなし | 1隻 | 定めなし |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年2月14日から同年3月17日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

別記 操業区域

大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。（注）

（注）「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。



兵庫県告示第189号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|-----------|------------|------|--------------------|----------|------|-----|-----------|
| | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 北淡 一宮町 | きす流網 漁業 | 別記 | 6月1日から 11月30日まで | 定めなし | 定めなし | 42隻 | 定めなし |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年4月15日から同年5月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年6月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。

イ 使用する網の総延長は、400メートル以内でなければならない。

別記 操業区域

次のア、オ、カを結んだ線及びカから香川県小豆島星ヶ城を見通した線以南の海面のうち、淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。（注）

ア 淡路市江崎灯台

イ 播磨灘航路6番燈浮標

ウ 淡路市江井埼北端

エ 播磨灘鹿ノ瀬燈浮標

オ アとイを結んだ延長線とウとエを結んだ線の交点

カ ウとエを結んだ延長線と明石市明石城と香川県小豆島星ヶ城の見通し線との交点

（注）操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。



兵庫県告示第190号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|----|--------|----------------|----------------|----------|------|----|-----------|
| | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 森 | きす流網漁業 | 共第108号共同漁業権の区域 | 5月11日から9月19日まで | 定めなし | 定めなし | 2隻 | 別記 |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年4月15日から同年5月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。

イ 使用する網の総延長は、400メートル以内でなければならない。

別記 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第191号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|------|-------|--|------|----------|------|----|-----------|
| | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 江井ヶ島 | ひき縄漁業 | 神戸市兵庫区和田岬から姫路市飾磨区妻鹿までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。（注） | 周年 | 定めなし | 定めなし | 1隻 | 定めなし |

（注）「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年2月14日から同年3月17日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。



兵庫県告示第192号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつば漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|-----|--------------|---------------------------------------|------|----------|------|----|-----------|
| | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 江井島 | まだこ・いいだこつば漁業 | 明石市林から明石市魚住町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注) | 周年 | 定めなし | 定めなし | 2隻 | 定めなし |

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年2月14日から同年3月17日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。



兵庫県告示第193号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|----|--------|------|----------------|----------|------|----|-----------|
| | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 伊保 | いかかご漁業 | 別記 | 4月15日から7月10日まで | 定めなし | 定めなし | 8隻 | 定めなし |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年2月27日から同年3月30日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年4月15日から令和5年3月31日までとする。

別記 操業区域

高砂市曾根町地先から同市伊保町地先海面のうち、次の点、A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸

線によって囲まれた区域

- A 姫路市大塩町天川尻右岸導流堤（通称十三段波止）基部
- B 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角
- ア Aから207度2,000メートルの点
- イ Bから203度30分1,400メートルの点



兵庫県告示第194号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|----|---------|------|--------------------|----------|------|----|-----------|
| | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 姫路 | あなごせん漁業 | 別記 | 6月1日から 11月30日まで | 定めなし | 定めなし | 6隻 | 定めなし |

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年4月15日から同年5月16日まで

- 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年6月1日から令和5年3月31日までとする。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。



兵庫県告示第195号

昭和44年兵庫県告示第448号の3（騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分）で指定した地域のうち、福崎町に係る区域の区分の詳細を変更したので告示する。

その関係図面は、兵庫県庁及び関係町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦



兵庫県告示第196号

昭和48年兵庫県告示第544号の34（悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の指定）で指定した地域のうち、福崎町に係る地域の区分の詳細を変更したので告示する。

その関係図面は、兵庫県庁及び関係町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦



兵庫県告示第197号

昭和52年兵庫県告示第2265号の2（振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分）で指定した

地域のうち、福崎町に係る区域の区分の詳細を変更したので告示する。

その関係図面は、兵庫県庁及び関係町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦



兵庫県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年2月14日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和4年2月14日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|---|----|------------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 川西篠山線 | 川辺郡猪名川町木津字福田垣内3番1から 同 郡同 町木間生字前芝20番2まで | 旧 | 7.0から 20.0まで | 561.0 | |
| | | 新 | 10.0から 21.0まで | 554.0 | |



兵庫県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年2月14日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和4年2月14日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|---|----|------------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 平荘大久保線 | 加古川市平荘町里字下新田203番1から 同 市平荘町里字下新田184番1まで | 旧 | 9.0から 22.0まで | 150.0 | |
| | | 新 | 11.0から 29.0まで | 150.0 | |



兵庫県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年2月14日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年2月14日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|--------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
| | 区間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| 県道 川西篠山線 | 川辺郡猪名川町島字柘鳴美1番1から 同郡同町島字柘鳴美26番3まで | 旧 | 8.0から 20.0まで | 581.0 | |
| | | 新 | 12.0から 48.0まで | 579.0 | |



兵庫県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年2月14日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年2月14日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|---|----|------------------|--------------|----|
| | 区間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| 県道 豊岡瀬戸線 | 豊岡市城崎町湯島字港839番1から 同市城崎町桃島字桃山1253番1まで | 旧 | 6.0から 10.0まで | 385.0 | |
| | | 新 | 8.0から 55.0まで | 385.0 | |
| 県道 豊岡竹野線 | 豊岡市城崎町湯島字港862番3から 同市城崎町桃島字家ノ下1056番2まで 豊岡市城崎町桃島字家ノ下1058番3から 同市城崎町桃島字家ノ下1056番2まで | 旧 | 12.0から 29.0まで | 144.0 | |
| | | 新 | 13.0から 50.0まで | 144.0 | |



兵庫県告示第202号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

| 名称 | 住所 | 事務所の所在地 | 指定年月日 |
|------------------------|-------------------|-------------------|----------|
| 合同会社MIKU | 神戸市灘区岩屋北町5丁目1番10号 | 神戸市灘区岩屋北町5丁目1番10号 | 令和4年2月1日 |
| 特定非営利活動法人 宝塚NPOセンター | 宝塚市栄町2丁目1番1号 | 宝塚市栄町2丁目1番1号 | 同 |



兵庫県告示第203号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定す

る。

令和4年2月14日

西播磨県民局長 渡瀬 康 英

- 1 指定する貯水施設の所在地
赤穂市西有年字稗田2408
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称 | 住 所 |
|--------|------------|
| 西有年自治会 | 赤穂市西有年2119 |

- 3 指定する理由
西播磨西部地域内二級河川千種川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第204号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年2月14日

西播磨県民局長 渡瀬 康 英

- 1 指定する貯水施設の所在地
赤穂市西有年字木ノ目池の内444
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称 | 住 所 |
|--------|------------|
| 西有年自治会 | 赤穂市西有年2119 |

- 3 指定する理由
西播磨西部地域内二級河川千種川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第205号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 区分 | | 制限措置 | | | | | | |
|----|----------------|----------|-------|-------|----------|------------------|------|-----------|
| | | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 船舶の総トン数 | 船舶の数 | 漁業を営む者の資格 |
| 1 | 兵庫県 10トン未満船 | 小型いか釣り漁業 | 別記1の1 | 別記2の1 | 定めなし | 5トン以上 10トン未満 | 23隻 | 別記3 |
| 2 | 兵庫県 10トン以上船 | 小型いか釣り漁業 | 別記1の2 | 別記2の2 | 定めなし | 10トン以上 30トン未満 | 3隻 | 別記3 |

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年2月14日から同年3月14日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、区分（1の表に掲げる区分をいう。以下同じ。）ごとに次に掲げるとおりとする。

ア 区分1

令和4年5月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和7年4月30日まで

イ 区分2

令和4年5月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和5年4月30日まで

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、区分ごとに概ね次に掲げる条件を付することがある。

| 区分 | 条件 |
|----|---|
| 1 | (1) 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示しなければならない。 (2) 集魚に利用する光力の制限は別表のとおりとする。 (3) 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取りつけてはならない。 |
| 2 | (1) 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示しなければならない。 (2) 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯数の最高限度は、3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。 |

別記1 操業区域

- 1 兵庫県日本海海面
- 2 北緯36度線以北の兵庫県日本海海面

別記2 漁業時期

- 1 1月1日から12月31日まで。
- 2 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内においては、5月1日から翌年2月末日まで。それ以外の海域においては1月1日から12月31日まで。

別記3 漁業を営む者の資格

次に掲げる主たる根拠地で知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者。

- 1 豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては豊岡市、城崎郡城崎町、同郡竹野町）
- 2 香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）
- 3 新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）

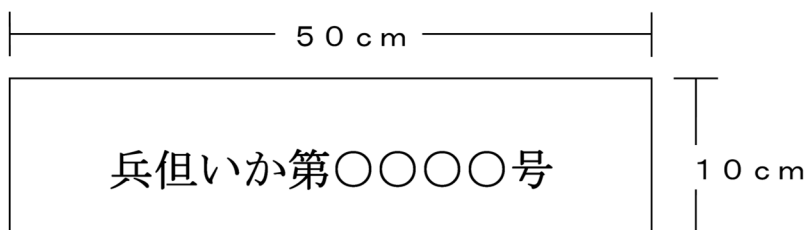
別表

（集魚に使用する光力の制限）

| 適用する海域 | 適用する水深帯 | 漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度 |
|--|---|--|
| 鋸崎から真方位0度の線（東経134度31.04分の線）以西の兵庫県日本海海面 | 東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅 | 3キロワット以内の電球 9個 但し7月1日から9月30日までの間は6個 |
| | 東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点と | 3キロワット以内の電球 18個 |

| | | |
|--|--|--------------------|
| | を結んだ線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで | |
| 鋸崎から真方位0度の線 （東経134度31.04分の線） 以東の兵庫県日本海海面 | 水深100メートルまで | 3キロワット以内の電球 6個 |
| | 水深100メートルから水深200メートルまで | 3キロワット以内の電球 15個 |
| | 水深200メートルから、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで | 3キロワット以内の電球 18個 |

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。



兵庫県告示第206号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県以外の都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 区分 | | 制限措置 | | | | | | |
|----|------------------------------|----------|-------|-------|----------|------------------|------|-----------|
| | | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 船舶の総トン数 | 船舶の数 | 漁業を営む者の資格 |
| 1 | 鳥取県 島根県 京都府 10トン未満船 | 小型いか釣り漁業 | 別記1の1 | 別記2の1 | 定めなし | 5トン以上 10トン未満 | 7隻 | 別記3の1 |
| 2 | 鳥取県 島根県 京都府 | 同上 | 別記1の2 | 別記2の2 | 同上 | 10トン以上 30トン未満 | 7隻 | 別記3の2 |

| | | | | | | | | |
|---|---------|----|-------|----|----|-----------------|-----|-------|
| | 10トン以上船 | | | | | | | |
| 3 | 上記以外 | 同上 | 別記1の3 | 同上 | 同上 | 5トン以上 30トン未満 | 37隻 | 別記3の3 |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年2月14日から同年3月14日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、区分（1の表に掲げる区分をいう。以下同じ。）ごとに次に掲げるとおりとする。

| 区分 | 有効期間 |
|--------|---------------------------------------|
| 区分1 | 令和4年5月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和5年4月30日まで |
| 区分2及び3 | 令和4年5月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和5年2月28日まで |

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、区分ごとに概ね次に掲げる条件を付することがある。

| 区分 | 条件 |
|-----|------------|
| 区分1 | 別記4の1から3まで |
| 区分2 | 別記4の1、4、5 |
| 区分3 | 別記4の1、5 |

別記1 操業区域

- 1 兵庫県日本海海面
- 2 北緯36度線以北の兵庫県日本海海面
- 3 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域以遠の兵庫県日本海海面

別記2 漁業時期

- 1 5月1日から翌年4月30日まで
- 2 5月1日から翌年2月末日まで

別記3 漁業を営む者の資格

- 1 鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者
- 2 鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者
（陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港、浜坂港）
- 3 兵庫県、鳥取県、島根県又は京都府以外の都道府県知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者
（陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港、浜坂港）

別記4 条件

- 1 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別記様式第2号の標旗を掲げなければならない。
- 2 集魚に使用する光力の制限は別表のとおりとする。
- 3 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。
- 4 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23

条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯数の最高限度は3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。

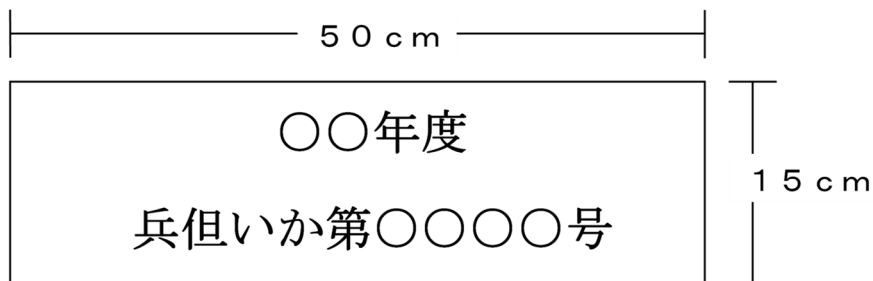
5 次に掲げる港以外の港で漁獲物を陸揚げしてはならない。但し、暴風雨、船体の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

() 港 () 港

別表 集魚に使用する光力の制限

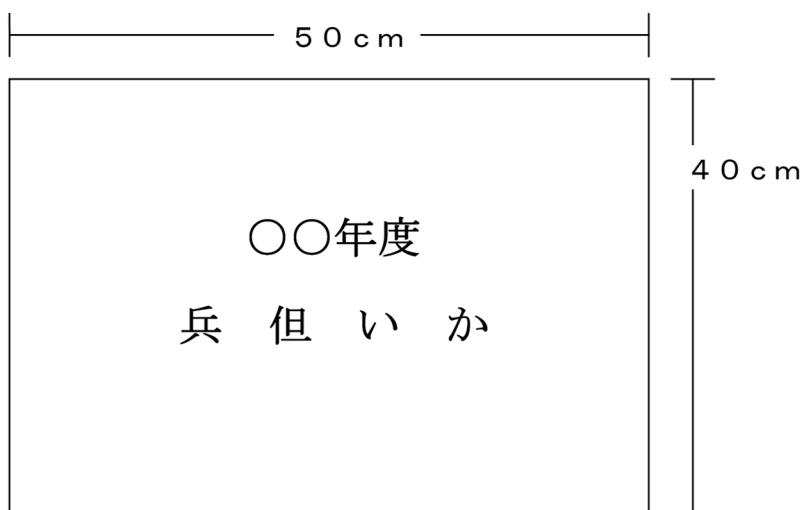
| 適用する海域 | 適用する水深帯 | 漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度 |
|--|--|--|
| 鋸崎から真方位0度の線 (東経134度31.04分の線) 以西の兵庫県日本海海面 | 東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅 | 3キロワット以内の電球 9個 但し7月1日から9月30日までの間は6個 |
| | 東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで | 3キロワット以内の電球 18個 |
| 鋸崎から真方位0度の線 (東経134度31.04分の線) 以東の兵庫県日本海海面 | 水深100メートルまで | 3キロワット以内の電球 6個 |
| | 水深100メートルから水深200メートルまで | 3キロワット以内の電球 15個 |
| | 水深200メートルから、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで | 3キロワット以内の電球 18個 |

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

別記様式第2号



公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 入札に付する県有地
売払物件

| 物件番号 | 所在地 | 面積 (㎡) | 地目 |
|------|--------------------|-----------|----|
| 1 | たつの市新宮町光都1丁目490番44 | 12,000.04 | 宅地 |

※ 売買契約書において、第一種社会福祉事業（同事業に付随して実施する第二種社会福祉事業、公益事業を含む）の用（指定用途）に供すること、10年間（指定用途期間）は指定用途に供すること、所有権移転後3年以内に指定用途に供すること、指定用途期間中の転売等の禁止を設ける。

- 2 入札に参加する者に必要な資格

当該物件において、第一種社会福祉事業の実施を希望する者
また、次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様

とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(9) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県健康福祉部社会福祉局地域福祉課地域福祉班

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

(1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ。

(2) 配布期間及び申込期間

令和4年2月14日（月）から同月24日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下、「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）

5 入札の方法、場所及び受付期間

(1) 方法

入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける（持参可）。

(2) 場所

前記3に同じ。

(3) 受付期間

令和4年2月25日（金）から同年3月7日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）

6 開札の場所及び日時

(1) 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県健康福祉部社会福祉局地域福祉課地域福祉班（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

(2) 日時

令和4年3月8日（火）午前10時から

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県健康福祉部社会福祉局地域福祉課地域福祉班

電話 (078) 341-7711 内線2921